

資格の大原

第 67 回税理士試験

# 解答速報

酒税法

本解答は平成 29 年 8 月 11 日 19 時に学校法人大原学園が独自に作成したもので、予告なしに内容を変更する場合があります。また、本解答は学校法人大原学園が独自の見解で作成/提供しており、試験機関による本試験の結果等について保証するものではありません。

本解答の著作権は学校法人大原学園に帰属します。無断転用・転載を禁じます。

〔第一問〕

(1) 適用関係及び手続

〔1〕適用関係

① 概 要

(イ) 甲社B製造場（6点）

甲社のA製造場から課税移出された単式蒸留焼酎が、甲社のB製造場に移入されたため、「自己の他の酒類の製造場に移入した場合」に該当する。よって、B製造場に移入された単式蒸留焼酎 300 本については、みなし戻入れの規定の適用を受けることができる。

この場合、戻入れの日（平成 29 年 8 月 20 日）と移出の日（平成 29 年 8 月 1 日）とが同一の月に属することから、戻入れの日の属する月の翌月（平成 29 年 9 月）以後に提出期限の到来する期限内納税申告書等において控除等の適用を受けることができる。

なお、B製造場から酒類販売業者に販売するため 200 本を課税移出しているが、戻入れ控除（みなし戻入れ）の規定の適用を受けることになるため、再移出控除又は原料使用控除の規定の適用を受けることはできない。

(ロ) 乙社C製造場（6点）

甲社のA製造場から課税移出された単式蒸留焼酎が、乙社のC製造場に移入され、連続式蒸留焼酎を混和して甲乙混和焼酎として移出されたため、「移入した製造場から更に移出したとき」に該当する。よって、C製造場に移入され甲乙混和焼酎として全量が移出された単式蒸留焼酎 200 本については、再移出控除の規定の適用を受けることができる。

この場合、移出の日（平成 29 年 9 月 2 日）の属する月の翌月（平成 29 年 10 月）以後に提出期限の到来する期限内納税申告書等において控除等の適用を受けることができる。

なお、甲社のA製造場への移入ではないため「移出に係る製造場に戻入れた場合」には該当せず、甲社のB製造場への移入ではないため「自己の他の酒類の製造場に移入した場合」にも該当しない。よって、戻入れ控除及びみなし戻入れの規定の適用を受けることはできない。また、連続式蒸留焼酎を混和して甲乙混和焼酎とすることは「酒類の原料として使用したとき」には該当しない。よって、原料使用控除の規定の適用も受けることはできない。

② 規 定

(イ) 戻入れ控除（3点）

酒類製造者がその製造場から移出した酒類を当該製造場に戻入れた場合には、その者が当該戻入れの日の属する月（当該戻入れの日と当該移出の日とが同一の月に属する場合には、その月の翌月）以後に提出期限の到来する期限内納税申告書に記載した酒税額の合計額から、当該酒類につき当該移出により納付された、又は納付されるべき酒税額に相当する金額を控除する。

(ロ) みなし戻入れ（2点）

酒類製造者がその製造場から移出した酒類をその者の他の酒類の製造場に移入した場合には、当該移入した製造場を当該酒類の移出に係る製造場と、当該移入を戻入れと、それぞれみなして、(イ)の規定を適用する。

(ハ) 再移出控除又は原料使用控除（5点）

酒類製造者が他の酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類を酒類の製造場に移入した場合（(イ)の規定により控除を受けるべき場合を除く。）において、当該酒類をその移入した製造場から更に移出したとき又は当該酒類を申告義務の規定により申告した製造方法に従い酒類の原料として使用したときは、その者が当該移出の日又は当該使用の日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する期限内納税申告書に記載された酒税額の合計額から、当該酒類につき当該他の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき酒税額に相当する金額を控除する。

(ニ) 還付（1点）

上記の場合において、これらの規定により控除を受けるべき月の期限内納税申告書に控除不足額の記載があるとき、又は還付申告書の提出があったときは、それぞれ、当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受ける金額に相当する金額を還付する。

[2] 手続

① 概要（1点）

甲社B製造場において戻入れ控除（みなし戻入れ）の規定の適用を受ける場合及び乙社C製造場において再移出控除の規定の適用を受ける場合のいずれにおいても、期限内納税申告書に一定の書類を添付しなければならない。

② 規定（2点）

上記〔1〕②の規定による控除又は還付を受けようとする者は、当該控除又は還付に係る申告書に当該控除又は還付を受けようとする酒税額に相当する金額の計算に関する書類を添付しなければならない。

(2) 趣旨（4点）

製造場からの移出により酒税を課された酒類が品質低下や移出間違い等によりその製造場に戻入れられた場合には、戻入れによって移出がなかった状態に戻るため、当初課税された税額を控除することによって税の転嫁関係を消滅させることとしている。

また、課税済の酒類を製造場へ移入し、その製造場から更に移出した場合又は酒類の原料として使用した場合には、二重課税等の問題が生ずるため、当初課税された税額を控除することによって、これらを防止することとしている。

〔第二問〕－70点－

品目及びその判定理由

商品名	品目	判定理由
A	清酒  (1点)	米及び米こうじを主原料として発酵させてこした（その液状部分とかす部分を分離した）酒類は、副原料の重量（200 kg－200 kg×25%＝150 kg）が米の重量の $\frac{50}{100}$ （(600 kg+200 kg)× $\frac{50}{100}$ ＝400 kg）を超えていないこと、アルコール分（16.0度）が22度未満であることから清酒に分類される。 (3点)
B	果実酒  (1点)	① 果実（ぶどう果汁）及び糖類（ぶどう糖）を原料として発酵させたものは、アルコール分（18.0度）が15度以上であることから果実酒とはならず、甘味果実酒に該当する。 ② アルコール分（18.0度）が15度以上20度未満の甘味果実酒に炭酸水を加えた酒類は、糖類の重量（90 kg×1＝90 kg）が果実に含有される糖類の重量（96 kg）以下、ぶどう糖を使用していること、アルコール分（9.0度）が15度未満であることから果実酒に分類される。 (3点)
C	ビール  (1点)	麦芽及びホップを主原料として発酵させた酒類は、副原料の重量（100kg）が麦芽の重量の $\frac{50}{100}$ （300 kg× $\frac{50}{100}$ ＝150 kg）を超えていないこと、アルコール分（5.5度）が20度未満であることからビールに分類される。 (3点)
D	スピリッツ  (1点)	① 発芽させた穀類（小麦）及び水により穀類（とうもろこし）を糖化させて、発酵させたアルコール含有物を蒸留して水を加えた酒類は、留出時のアルコール分（80.0度）が95度未満であることからウイスキーに該当する。 ② ウイスキーにアルコール（原料用アルコール）及び水を加えた酒類は、原酒割合（5%）が10%以上でないことからウイスキーとはならず、エキス分（0.0度）が2度未満であることからスピリッツに分類される。 原酒割合 $\frac{1000 \times 0.6}{1000 \times 0.6 + 2,000 \times 0.57} = 5\%$ (4点)
E	単式蒸留焼酎  (1点)	アルコール含有物を単式蒸留機で蒸留して水を加え、分蜜をした砂糖及び合成着色料（食用黄色5号）を加えた酒類は、アルコール分（25.0度）が26度未満、エキス分（0.1度）が2度未満、着色又は着香がないことから単式蒸留焼酎に分類される。 (3点)
F	雑酒  (1点)	① 穀類（麦）、穀類のこうじ（米こうじ）及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留して水を加えた酒類は、アルコール分（42.0度）が45度以下であることから単式蒸留焼酎に該当する。 ② 米及び糖類を主原料として発酵させた酒類は、米こうじを使用していないこと及びこしていないことから清酒とはならず、アルコール分（20.0度）が20度未満でないこと及びアルコール以外の酒類（単式蒸留焼酎）を使用していることからその他の醸造酒ともならず、エキス分（5.0度）が2度未満でないことから雑酒に分類される。 (3点)

商品名	品 目	判 定 理 由
G	スピリッツ  (1点)	<p>① アルコール含有物を連続式蒸留機で蒸留した酒類は、アルコール分(60.0度)が45度超であることから、原料用アルコールに該当する。</p> <p>② 原料用アルコールに杉の木片の成分を浸出させ水を加えた酒類は、エキス分(0.1度)が2度未満であることからスピリッツに分類される。</p> <p style="text-align: right;">(3点)</p>
H	リキュール  (1点)	<p>① 麦芽及びホップを主原料として発酵させた酒類は、たんぱく質物分解物及び酵母エキスを使用していることからビールとはならず、麦芽を原料の一部とし発泡性を有すること、アルコール分(5.0度)が20度未満であることから発泡酒に該当する。</p> <p>② アルコール含有物を連続式蒸留機で蒸留して水を加えた酒類は、アルコール分(44.0度)が36度以上45度以下、エキス分(0.0度)が2度未満であることからスピリッツに該当する。</p> <p>③ 発泡酒にスピリッツを加えた酒類は、麦(大麦、小麦)を原料の一部としたアルコール含有物を蒸留したものを使用していることから発泡酒とはならず、エキス分(3.0度)が2度以上であることからリキュールに分類される。</p> <p style="text-align: right;">(4点)</p>

## ① 適用税率

	内採点箇所 各2点
--	-----------

品目	商品名等	計 算 過 程	税 率 (円/kl)
清 酒	A		120,000
果実酒	B	(その他の発泡性酒類)	80,000
ビール	C		220,000
スピリッツ	D	200,000 円 + 10,000 円 × 20 度 = 400,000 円	400,000
単式蒸留 焼酎	E	200,000 円 + 10,000 円 × 5 度 = 250,000 円	250,000
雑 酒	F		220,000
スピリッツ	G	80,000 円 + 10,000 円 × 4 度 = 120,000 円 (措法税率)	120,000
リキュール	H	(その他の発泡性酒類) ※ ホップ使用 スピリッツが政令 (令 20③) に定める要件を満たさない	220,000

② 課税標準数量

品目	商品名等	計 算 過 程	課税標準数量 (ml)
清 酒	A	$1,800 \text{ ml} \times (6 \text{ 本} \times 3,000 \text{ ケース} + 5 \text{ 本}) = 32,409,000 \text{ ml}$ ※ 公的機関主催の品評会に送付した5本は課税移出	32,409,000
果実酒	B	(1) 課税標準たる数量 $720 \text{ ml} \times 6 \text{ 本} \times 1,000 \text{ ケース} = 4,320,000 \text{ ml}$ (2) 免除に係る課税標準たる数量 $720 \text{ ml} \times 300 \text{ 本} = 216,000 \text{ ml}$ (3) (1) - (2) = 4,104,000 ml	4,104,000
ビール	C	$350 \text{ ml} \times 24 \text{ 本} \times 750 \text{ ケース} = 6,300,000 \text{ ml}$	6,300,000
スピリッツ	D	$720 \text{ ml} \times 6 \text{ 本} \times 400 \text{ ケース} = 1,728,000 \text{ ml}$	1,728,000
単式蒸留 焼酎	E	$720 \text{ ml} \times 6 \text{ 本} \times 230 \text{ ケース} = 993,600 \text{ ml}$	993,600
雑 酒	F	$720 \text{ ml} \times 6 \text{ 本} \times 500 \text{ ケース} = 2,160,000 \text{ ml}$ ※ 製造場内で滅失した 300,000 mlは移出していないため課税されない	2,160,000
スピリッツ	G	$1,000 \text{ ml} \times (6 \text{ 本} \times 200 \text{ ケース} + 100 \text{ 本})$ $+ 300 \text{ ml} \times 12 \text{ 本} \times 500 \text{ ケース} = 3,100,000 \text{ ml}$ ※ 在日カナダ大使館に送付した100本は課税移出	3,100,000
リキュール	H	$633 \text{ ml} \times 655 \text{ 本} = 414,615 \text{ ml} \rightarrow 414,610 \text{ ml} (10 \text{ ml 未満切捨})$ ※ 持ち去られた10本は、その移出につき甲株式会社の責めに帰す事由はないため、移出した者が納税義務者となり、甲株式会社に納税義務はない。	414,610

③ 課税標準数量に対する酒税額

品目	商品名等	計 算 過 程	酒 税 額 (円)
清 酒	A	<p>〈判定〉</p> <p>前年度実績 <math>900 \text{ kℓ} \leq 1,000 \text{ kℓ}</math>            前月末実績 <math>180 \text{ kℓ} &lt; 200 \text{ kℓ}</math>            当月末実績 <math>180 \text{ kℓ} + 32.409 \text{ kℓ} = 212.409 \text{ kℓ} &gt; 200 \text{ kℓ}</math>  <math>\therefore</math> 200 kℓに達するまで清酒等に係る税率の特例の適用あり</p> <p>(1) <math>212.409 \text{ kℓ} - 200 \text{ kℓ} = 12.409 \text{ kℓ}</math>            (2) <math>32.409 \text{ kℓ} - (1) = 20 \text{ kℓ}</math>            (3) (1) <math>\times 120,000 \text{ 円} = 1,489,080 \text{ 円}</math>            (4) ① (2) <math>\times 120,000 \text{ 円} = 2,400,000 \text{ 円}</math>                ② ① <math>\times 80\% = 1,920,000 \text{ 円}</math>            (5) (3) + (4) = 3,409,080 円</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">3,409,080</div>
果実酒	B	<p>〈判定〉</p> <p>前年度実績 <math>1,000 \text{ kℓ} &lt; 1,200 \text{ kℓ} \leq 1,300 \text{ kℓ}</math>            前月末実績 <math>160 \text{ kℓ} &lt; 200 \text{ kℓ}</math>            当月末実績 <math>160 \text{ kℓ} + 4.104 \text{ kℓ} = 164.104 \text{ kℓ} \leq 200 \text{ kℓ}</math>  <math>\therefore</math> 全量につき清酒等に係る税率の特例の適用あり</p> <p>(1) <math>4.104 \text{ kℓ} \times 80,000 \text{ 円} = 328,320 \text{ 円}</math>            (2) (1) <math>\times 90\% = 295,488 \text{ 円}</math></p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">295,488</div>
ビール	C	<p>〈判定〉</p> <p>前年度実績 <math>1,100 \text{ kℓ} \leq 1,300 \text{ kℓ}</math>            前月末実績 <math>170 \text{ kℓ} &lt; 200 \text{ kℓ}</math>            当月末実績 <math>170 \text{ kℓ} + 6.3 \text{ kℓ} = 176.3 \text{ kℓ} \leq 200 \text{ kℓ}</math>  <math>\therefore</math> 全量につきビールに係る税率の特例の適用あり</p> <p>※ 経過措置</p> <p>前月末実績 <math>170 \text{ kℓ} &lt; 200 \text{ kℓ} \times \frac{12 \text{ ヶ月}}{12 \text{ ヶ月}} = 200 \text{ kℓ}</math>            当月末実績 <math>176.3 \text{ kℓ} \leq 200 \text{ kℓ}</math>  <math>\therefore</math> 85%</p> <p>(1) <math>6.3 \text{ kℓ} \times 220,000 \text{ 円} = 1,386,000 \text{ 円}</math>            (2) (1) <math>\times 85\% = 1,178,100 \text{ 円}</math></p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">1,178,100</div>
スピリッツ	D	<p><math>1.728 \text{ kℓ} \times 400,000 \text{ 円} = 691,200 \text{ 円}</math></p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">691,200</div>



③ 課税標準数量に対する酒税額

品目	商品名等	計 算 過 程	酒 税 額 (円)
単式蒸留 焼酎	E	(判定) 前年度実績 800 kℓ $\leq$ 1,000 kℓ 前月末実績 250 kℓ $\geq$ 200 kℓ 当月戻入れ 720 ml $\times$ 22本 = 15,840 ml ∴ 当月戻入数量につき清酒等に係る税率の特例の適用あり (1) 0.01584 kℓ (2) 0.9936 kℓ - (1) = 0.97776 kℓ (3) ① (1) $\times$ 250,000円 = 3,960円 ② ① $\times$ 80% = 3,168円 (4) (2) $\times$ 250,000円 = 244,440円 (5) (3) + (4) = 247,608円	247,608
雑 酒	F	2.16 kℓ $\times$ 220,000円 = 475,200円	475,200
スピリッツ	G	3.1 kℓ $\times$ 120,000円 = 372,000円	372,000
リキュール	H	0.41461 kℓ $\times$ 220,000円 = 91,214円	91,214
酒税額の合計額			6,759,890円

④ 控除を受けようとする酒税額

品目	商品名等	計 算 過 程	控除を受けよう とする酒税額 (円)
単式蒸留 焼酎	E	(1) 税率 250,000円 (2) 戻入数量 15,840 ml (3) 控除税額 ① 0.01584 kℓ $\times$ (1) = 3,960円 ② ① $\times$ 80% = 3,168円	3,168
原料用ア ルコール	D	(1) 移入酒類の税率 200,000円 + 10,000円 $\times$ 37度 = 570,000円 (2) 使用数量 2,000,000 ml (3) 控除税額 2 kℓ $\times$ (1) = 1,140,000円	1,140,000
酒税額の合計額			1,143,168円

⑤ 納付すべき酒税額

計 算 過 程	納付すべき酒税額 (円)
③－④＝ 5,616,722 円 → 5,616,700 円 (百円未満切捨)	5,616,700

□合格ラインの読み□

〔第一問〕

出題された「税額控除」は、出題サイクルから本年度において重要度が非常に高い項目であり、最終チェックテキストにおいてAランクとして紹介していること、第2回実力判定公開模擬試験において類似問題を出題していたことから、事例に係る結論（みなし戻入れ（戻入れ控除）、再移出控除）について解答誤りは許されないでしょう。

なお、事例では日付が与えられていたことから、控除時期について日付もあわせて示した答案は有利になるでしょう。

〔第二問〕

平成21年度（第59回）以降継続している品目判定問題から税額計算問題へ連動する形式で出題されました。合格答案としては僅かなミスは許されるものの、難解な出題論点はなかったため最終値を正解する答案も少なくはないでしょう。

商品C

酒類の製造免許取得日により、ビールに係る税率の特例については経過措置が適用され、前年度実績が1,000kl超1,300kl以下であっても特例割合85%が適用されます。前年度実績の判定については1,300klの要件のみで解答することになります。

こちらの論点は第2回実力判定公開模擬試験においても出題されていたため、正解を導くことは可能です。

商品E

前月末実績が200kl超（250kl）ではあるものの、資料7より返品された数量は移出時に清酒等に係る税率の特例の適用を受けていることは明らかであるため、当月の移出数量である0.9936klのうち、戻し入れられた数量0.01584klのみ特例の適用を受けることができます。

こちらの論点は第2回直前対策模擬試験においても出題されていたため、正解を導くことは可能です。

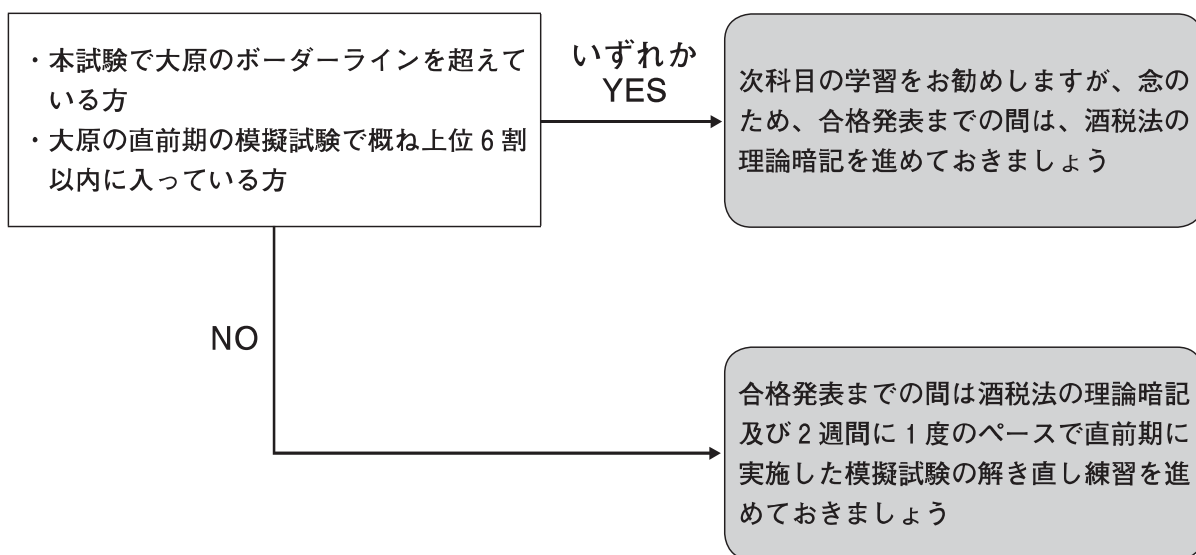
総合的なラインを予想すると、ボーダーラインは、第一問は控除時期についての失点などを考慮して22点、第二問は品目判定理由での部分的ミス又はビールの特例の経過措置若しくは戻入れ数量についての特例適用での失点などを考慮して66点、第一問と第二問の合計では88点になると思われます。また、合格確実ラインは合計94点になると思われます。

税理士試験の早期合格のためには適正な科目、コース選択が重要となります。そこで本試験の出来及びこれまでの学習状況を踏まえた上での科目、コース選択の指針を作成しましたので参考にして頂き、9月からの受講科目、受講コースを検討して頂ければと思います。

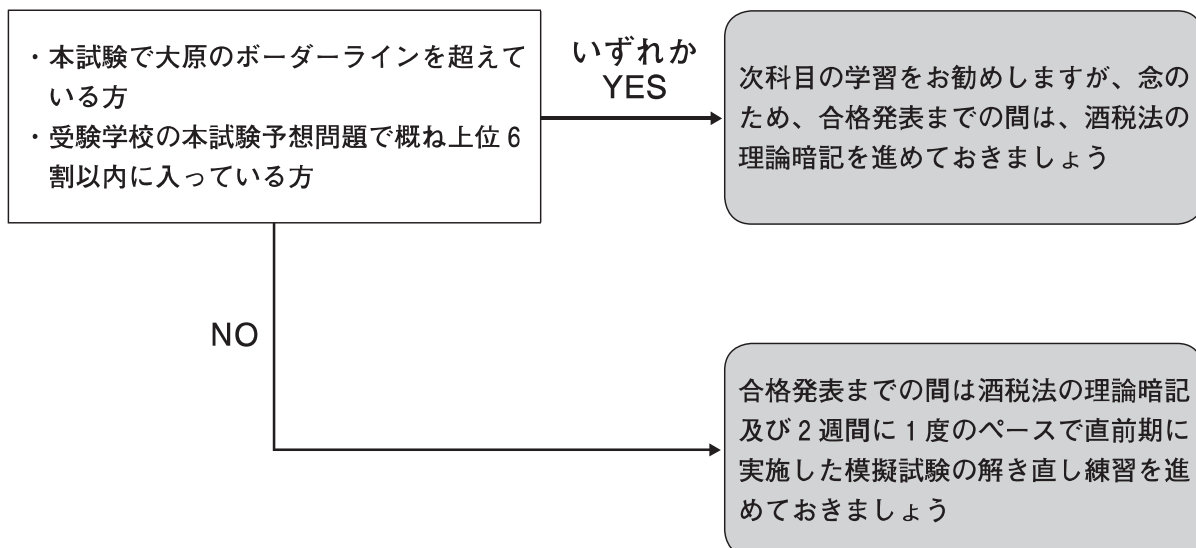
また、各コースの紹介文を作成させて頂きましたので参考にしてください。

なお、個々の学習状況、学習環境に応じた受講相談をさせて頂きますので担当講師などにお気軽にご相談ください。

## 大原生の方



## 大原生以外の方



## 1月開講【初学者短期合格コース】

講義回数：27回（週1回）

講義時間：2時間30分、第19講より3時間

酒税法につきましては、9月からのコース設定がございません。

学習ボリュームが最も少ない科目ですので、1月からの学習で十分に合格レベルの実力を付けることが可能です。次科目の学習がある方は、9月からは次科目の学習をスタートさせてください。

1月開講の初学者短期合格コースは、1月から5月までの18講でインプット講義を行いますが、インプット期においても演習対策がしっかりカリキュラムに組み込まれています。

19講からは直前期の模擬試験を実施し、合格レベルの実力を付けていくカリキュラムとなっていますので受験対策は万全です。

なお、早期に酒税法の学習対策をしていきたいとお考えの方につきましては、年内の自己学習プランをご案内いたしますので、酒税法担当講師にご相談ください。